（仮称）吉川市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子に対するご意見の内容とそれに対する市の考え方

（仮称）吉川市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子に対するパブリックコメントを実施した結果、１件のご意見をいただきました。提出された貴重なご意見について十分に検討の上、それに対する市の考え方を次のとおりまとめましたのでお知らせします。

なお、「（仮称）吉川市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子」ついては、危機管理課の窓口でも閲覧できるようになっております。皆様からの貴重なご意見ありがとうございました。

１．募集期間

令和６年１２月１６日（月）から　令和７年１月１５日（水）まで

２．意見応募状況

（１）提出者１名

（２）意見件数１件

（３）意見提出方法の内訳

【提出方法】

郵送によるもの　０件

ファクスによるもの　０件

電子メールによるもの　１件

意見箱等に投函されたもの　０件

ご提出していただいたご意見については、住所・氏名などの個人情報を除き、原則として全文をそのまま転記したものを掲載します。

３．提出のあったご意見とご意見に対する市の考え

No.	提出のあったご意見	ご意見に対する市の考え等
１	Ｗｅｂサイト上から「（仮称）吉川市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子」のみの掲載があったので、それに基づく意見です。 犯罪被害者等基本法（平成１６年法律第１６１号）の趣旨により、その基本理念を定めた条例案と拝察します。条例（案）には、基本理念に加えて、支援の具体にも言及しているので、施策を実施する組織や実施状況の評価を行う組織の記述があるとよいのではないかと思いました。 以上です。	施策を実施する組織や、実施状況の評価を行う組織を条例に記述することは考えておりませんが、犯罪被害者等の支援に関する広報や啓発を行う中で、犯罪被害者支援総合的対応窓口を危機管理課に設置していることを周知してまいります。 また、実施状況については、事務事業評価を通じて、危機管理課が評価してまいります。